

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	公共下水道 昭和工業団地地区 改築実施設計業務委託(第1工区)その1、その2
2 履行場所	大和郡山市 池沢町他 地内
3 履行期間	着手の日から令和9年1月29日まで
4 業務概要	委託延長 L=6107.93m 実施設計業務 管更生工法 L=6107.93m
5 事業担当課	下水道推進課
6 契約日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内(市役所の業務の休みの日を除く。)
7 契約保証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支払事項	前払金 契約金額が300万円以上の場合は請求できます。ただし契約金額の30%を限度とする。 部分出来高払 無し 完了払金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時 令和8年5月19日午前9時から正午まで 質問方法 指定の質問書(大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事に係る業務委託等入札のお知らせ→入札関係書類からダウンロードできます)により事業担当課へ持参すること。 提出先 下水道推進課 質問回答日 令和8年5月21日13時から開札前日まで 質問回答場所 大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事に係る業務委託等入札のお知らせ(質問・回答を掲載しました)にて閲覧できます。 その他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。



特記仕様書

1 委託業務詳細内容

① 工 法 管更生工法

② 管 径 内径 150 mm ～ 700 mm

③ 調 査 イ. 資料収集 上位計画図書、下水道台帳、既設管の竣工図書、土質調査、構造計算書、その他必要な資料収集及び確認
*TVカメラ調査等必要資料を貸与する TVカメラ調査、本管下水量または水位調査資料の収取及び確認

ロ. 既設管調査 管路調査
TVカメラ調査資料に基づき管渠の劣化状況や堆積物、支障物件等の有無等を管内施設(管口)にて把握
測量調査
測距、地盤高、管底高、管渠断面、人孔の形状の測定等

ハ. 現場環境調査 道路状況、周辺状況の把握

④設計計画 既設管の健全度評価、流下能力の評価、構造性能の評価、設計方針、更生工法の選定等

⑤各種計算 更生管等の計算

⑥耐震設計 イ.調査 耐震計算に必要な資料収集、特性把握

*土質調査等必要資料を貸与する ロ.条件設定 地盤条件(基盤面、地振動レベル)、管渠条件

ハ.耐震計算 液状化の判定、マンホールと管渠の接合部及び管渠と管渠の継手部の計算(地震動による屈曲角、拔出し量)

ニ. 照査 耐震設計に対する照査

⑦設計図作成 系統図、平面図、縦断面図、構造図等の作成

⑧数量計算 管更生、事前事後処理等の数量計算

⑨照査 設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性

⑩報告書作成 まとめ、概要書(設計目的・概要・位置・設計項目・設計条件・土質条件・埋設物状況、施工方法、工程表等)作成

⑪設計協議 発注者との設計協議
設計内容の協議

- ②. 設計の細部に関する指示事項。
別添「下水管渠実施設計業務委託仕様書」によるものとする。

- ③ 地元自治会と工程及び土質調査箇所等について協議を行い、円滑に業務が遂行できるように調整すること。

建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、受注者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。（建設工事における専任でない主任技術者、建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る配置技術者等についても同様の扱いとします。）

大和郡山市においては、受注者との直接的で恒常的な雇用関係について、入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日）以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、それを証明する下記①～⑦のいずれかの書類と経歴書を「現場代理人及び主任（監理）技術者選任届」又は「現場代理人通知書」「管理・主任技術者通知書」「照査技術者通知書」「担当技術者届」と同時に提出していただきます。

※	個人企業の事業主又は法人の代表者の場合は不要
①	法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し。
②	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書、(旧)健康保険被保険者証は不可。
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し。
④	監理技術者資格者証の写し。
⑤	市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。
⑥	最新年分の所得税の確定申告書の写し。
⑦	最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し。

また、現場代理人の工期途中での交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のみ認めるものとします。

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

契約書第10条の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取り締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることが確認され、発注者がこれを認めた場合には、例外的に現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) (1)～(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

下水道管渠実施設計業務委託仕様書

大和郡山市 都市建設部 下水道推進課

平成24年 4月 改正

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、位置図に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、別途に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

- (1) 受託者は、大和郡山市が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受託者が、大和郡山市に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、大和郡山市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提

出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.10 管理技術者

- (1) 受託者は、設計業務等における管理技術者を定め、大和郡山市に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格（下水道部門）保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- (4) 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、大和郡山市が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ大和郡山市及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- (5) 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (6) 管理技術者は、1.11(4)に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

1.11 照査技術者及び照査の実施

- (1) 受託者は、設計業務等における照査技術者を定め大和郡山市に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格（下水道部門）保有者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
- (6) 照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

1.12 担当技術者

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- (2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

1.13 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.14 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了時に大和郡山市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.15 成果品の引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、大和郡山市の検査をもって、業務の完了とする。

1.16 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、大和郡山市と受託者が協議の上、これを定める。

第2章 調査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物およびその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2. 3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2. 4 公道私道調査

道路、水路等について公図ならびに土地台帳により調査確認しなければならない。

2. 5 汚水柵位置調査

設計対象区域で汚水柵を設置しようとする私有地については、公図、登記簿の閲覧、土地台帳等で確認の上敷地の形状、家屋の使用状況を調査し、排水設備の接続が可能なように合理的な汚水柵の位置、深さを決定しなければならない。

2. 6 在来管調査

在来管調査は、2. 3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2. 7 試験堀の立会い

試験堀調査において、受託者はその調査に立会い、地下埋設物の種類、位置、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合して、確認した上で図示しなければならない。

2. 8 渉外事務

受託者は、調査、設計等受託作業に必要な渉外事務を行わなければならない。ただし受託者の責任において解決できない場合は、調査職員と協議する。なお、渉外事務の記録は明記し、随時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録して、打合わせの際に相互確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と調査職員は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当たっては、大和郡山市の指定する図書および本仕様書第7章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について調査職員と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 事業計画図書の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3. 6 参考資料の貸与

大和郡山市は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 7 参考文献等の明記

業務上で文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には調査職員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S = 1 / 10,000 \sim 1 / 30,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S = 1 / 2,000 \sim 1 / 3,000$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S = 1 / 300 \sim 1 / 500$ ）は、測量による平面図および道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、人孔および立抗の位置、管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離および管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S = 1 / 50 \sim 1 / 100$ ）は、主要な地下埋設物のさくそう箇所、重要構造物近接箇所および河川、鉄道、国道などの横断箇所等特に詳細図を必要とし、調査職員が指示する場合に平面図および横断図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦 } 1 / 100, \text{横 } 1 / 300 \sim 1 / 500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、単距離、追加距離、現況地盤高、計画地盤高、既設管底高、計画管底高、土被り、掘削深、人孔の種別、河川・鉄道・国道等の位置と名称、流入および交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等および管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S = 1 / 50 \sim 1 / 100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高および主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等および管渠の名称または横断位置の名称等を記入する。横断測量にあつては、人孔位置ごとの測点箇所及び地形の変化点において、中心線上に直角に、原則として中心から左右 20m 程度の範囲でレベル横断とする。

(7) 構造図

構造図（ $S = 1 / 10 \sim 1 / 100$ ）は、次の要領で記入する。

大和郡山市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室および吐き口、伏越、特殊な形状の人孔、立抗・到達抗およびそれらに伴う人孔等は、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

(8) 仮設図

仮設図（ $S = 1 / 10 \sim 1 / 100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高および使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工ならびに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 各種計算

管種、管基礎、推進力および構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、調査職員と十分打ち合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4. 3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等および構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4. 4 報告書

報告書は、当該設計に係わるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5. 1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めると共に、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないうよう努めなければならない。

5. 2 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法およびその内容について
- (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6. 1 提出図書

提出図書は次頁により、提出しなければならない。

6. 2 実施設計関係提出図書

図書名	縮 尺	現状寸法・提出部数
(1) 位 置 図	1 / 10,000 ~ 1 / 30,000	正副白焼き 2部他
(2) 白 図		正副白焼き 2部他
(3) 区画割施設平面図	1 / 2,500	正副白焼き 2部他
(4) 系 統 図	1 / 2,000 ~ 1 / 3,000	正副白焼き 2部他
(5) 平 面 図	1 / 300 ~ 1 / 500	〃
(6) 詳 細 平 面 図	1 / 50 ~ 1 / 100	〃
(7) 縦 断 面 図	縦 1 / 100、横 1/300 ~ 1/500	〃
(8) 横 断 面 図	1 / 50 ~ 1 / 100	〃
(9) 標 準 構 造 図	1 / 10 ~ 1 / 100	〃
(10) 仮 設 図	1 / 10 ~ 1 / 100	〃
(11) 工 法 検 討 書		A 4 ・ 2部
(12) 水 理 計 算 書		〃
(13) 流 量 計 算 表		〃
(14) 構 造 計 算 書		〃
(15) 数 量 計 算 書		〃
(16) 報 告 書		〃
(17) 特 記 仕 様 書		〃
(18) 打 合 せ 議 事 録		〃
(19) その他の資料		原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料およびその他申請等に関する資料

※ 提出する図書は、調査職員と協議の上図面も含め磁気記録媒体に保存し提出すること。

第7章 準拠すべき図書

7.1 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 大和郡山市下水道標準構造図
- (2) 大和郡山市道路埋設標準定規
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (9) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (11) 下水道用設計積算要領（日本下水道協会）
- (12) 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- (13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (14) 推進工法用設計積算要領（日本下水道管渠推進技術協会）
- (15) 水理公式集（土木学会）
- (16) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (18) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (19) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (20) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (21) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (22) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (23) 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- (24) 道路構造令の同解説と運用（日本道路協会）
- (25) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (26) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (27) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (28) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (29) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (30) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (31) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (32) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

下水道管渠実施設計業務委託仕様書

大和郡山市 都市建設部 下水道推進課

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、位置図に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、別途に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

- (1) 受託者は、大和郡山市が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受託者が、大和郡山市に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、大和郡山市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提

出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.10 管理技術者

- (1) 受託者は、設計業務等における管理技術者を定め、大和郡山市に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格（下水道部門）保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- (4) 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、大和郡山市が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ大和郡山市及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- (5) 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (6) 管理技術者は、1.11(4)に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

1.11 照査技術者及び照査の実施

- (1) 受託者は、設計業務等における照査技術者を定め大和郡山市に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格（下水道部門）保有者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
- (6) 照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

1.12 担当技術者

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- (2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

1.13 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.14 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了時に大和郡山市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.15 成果品の引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、大和郡山市の検査をもって、業務の完了とする。

1.16 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、大和郡山市と受託者が協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物およびその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2. 3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2. 4 公道私道調査

道路、水路等について公図ならびに土地台帳により調査確認しなければならない。

2. 5 汚水柵位置調査

設計対象区域で汚水柵を設置しようとする私有地については、公図、登記簿の閲覧、土地台帳等で確認の上敷地の形状、家屋の使用状況を調査し、排水設備の接続が可能なように合理的な汚水柵の位置、深さを決定しなければならない。

2. 6 在来管調査

在来管調査は、2. 3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2. 7 試験堀の立会い

試験堀調査において、受託者はその調査に立会い、地下埋設物の種類、位置、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合して、確認した上で図示しなければならない。

2. 8 渉外事務

受託者は、調査、設計等受託作業に必要な渉外事務を行わなければならない。ただし受託者の責任において解決できない場合は、調査職員と協議する。なお、渉外事務の記録は明記し、随時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録して、打合わせの際に相互確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と調査職員は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当たっては、大和郡山市の指定する図書および本仕様書第7章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について調査職員と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 事業計画図書の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3. 6 参考資料の貸与

大和郡山市は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 7 参考文献等の明記

業務上で文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4. 1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には調査職員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 ($S = 1 / 10,000 \sim 1 / 30,000$) は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 ($S = 1 / 2,000 \sim 1 / 3,000$) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 ($S = 1 / 300 \sim 1 / 500$) は、測量による平面図および道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、人孔および立抗の位置、管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離および管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1 / 50 \sim 1 / 100$) は、主要な地下埋設物のさくそう箇所、重要構造物近接箇所および河川、鉄道、国道などの横断箇所等特に詳細図を必要とし、調査職員が指示する場合に平面図および横断図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 ($S = \text{縦 } 1 / 100, \text{横 } 1 / 300 \sim 1 / 500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、単距離、追加距離、現況地盤高、計画地盤高、既設管底高、計画管底高、土被り、掘削深、人孔の種別、河川・鉄道・国道等の位置と名称、流入および交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等および管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 ($S = 1 / 50 \sim 1 / 100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高および主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等および管渠の名称または横断位置の名称等を記入する。横断測量にあつては、人孔位置ごとの測点箇所及び地形の変化点において、中心線上に直角に、原則として中心から左右 20m 程度の範囲でレベル横断とする。

(7) 構造図

構造図 ($S = 1 / 10 \sim 1 / 100$) は、次の要領で記入する。

大和郡山市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室および吐き口、伏越、特殊な形状の人孔、立抗・到達抗およびそれらに伴う人孔等は、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

(8) 仮設図

仮設図 ($S = 1 / 10 \sim 1 / 100$) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高および使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工ならびに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4. 2 各種計算

管種、管基礎、推進力および構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、調査職員と十分打ち合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4. 3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等および構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4. 4 報告書

報告書は、当該設計に係わるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5. 1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めると共に、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないうよう努めなければならない。

5. 2 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法およびその内容について
- (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6. 1 提出図書

提出図書は次頁により、提出しなければならない。

6. 2 実施設計関係提出図書

図書名	縮 尺	現状寸法・提出部数
(1) 位 置 図	1 / 10,000 ~ 1 / 30,000	正副白焼き 2部他
(2) 白 図		正副白焼き 2部他
(3) 区画割施設平面図	1 / 2,500	正副白焼き 2部他
(4) 系 統 図	1 / 2,000 ~ 1 / 3,000	正副白焼き 2部他
(5) 平 面 図	1 / 300 ~ 1 / 500	〃
(6) 詳 細 平 面 図	1 / 50 ~ 1 / 100	〃
(7) 縦 断 面 図	縦 1 / 100、横 1/300 ~ 1/500	〃
(8) 横 断 面 図	1 / 50 ~ 1 / 100	〃
(9) 標 準 構 造 図	1 / 10 ~ 1 / 100	〃
(10) 仮 設 図	1 / 10 ~ 1 / 100	〃
(11) 工 法 検 討 書		A 4・2部
(12) 水 理 計 算 書		〃
(13) 流 量 計 算 表		〃
(14) 構 造 計 算 書		〃
(15) 数 量 計 算 書		〃
(16) 報 告 書		〃
(17) 特 記 仕 様 書		〃
(18) 打 合 せ 議 事 録		〃
(19) その他の資料		原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料およびその他申請等に関する資料

※ 提出する図書は、調査職員と協議の上図面も含め磁気記録媒体に保存し提出すること。

第7章 準拠すべき図書

7. 1 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 大和郡山市下水道標準構造図
- (2) 大和郡山市道路埋設標準定規
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (9) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (11) 下水道用設計積算要領（日本下水道協会）
- (12) 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- (13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (14) 推進工法用設計積算要領（日本下水道管渠推進技術協会）
- (15) 水理公式集（土木学会）
- (16) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (18) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (19) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (20) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (21) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (22) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (23) 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- (24) 道路構造令の同解説と運用（日本道路協会）
- (25) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (26) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (27) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (28) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (29) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (30) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (31) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (32) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

事業費総括表

大和郡山市

課長		課長 補佐		課長 補佐		係長		主査		検算		設計	
年月日	令和8年3月					業務委託内容	委託延長 L=6107.93m 実施設計業務 管更生工法 L=6107.93m						
工事番号	第 号												
河川名・路線名等													
履行位置	大和郡山市 池沢町他 地内												
業務等の名称	公共下水道 昭和工業団地地区 改築実施設計業務委託(第1工区)その1、その2												
	認 可					実 施					適 要		
事業費													
						円 円					補助事業費 単独事業費		
備考													

事業費総括表

費 目	金 額	適 要
事業費		
工事費		
本工事費		
附帯工事費		
測量及び設計費		
用地費及び補償費		
機械器具費		
営繕費		
換地諸費		
工事雑費		
事務費		

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件				
直接人件費(測量)				
直接人件費(一般調査)				
直接人件費(解析調査)				
直接人件費(設計委託)				
電子成果品作成費	土木設計(概略・予備・詳細)／下水道設計(施設)			

算 出 基 礎

$$\begin{aligned}
 \text{旅費交通費(設計委託)} &= \text{直接人件費} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{間接原価(設計委託)} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対 象 額} &= \text{直接人件費} \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{一般管理費(設計委託)} &= \text{業務原価} \times \text{率} - \text{調整額} \\
 &= \quad \times \quad \% - \\
 &=
 \end{aligned}$$

弾力条項摘要なし

処理区	人孔上流	人孔下流	延長	
			補助	単独
佐24	C-26	C-25		21.55
佐24	C-25	C-24		22.52
佐24	C-24	C-12		23.90
佐24	C-23	C-22		20.80
佐24	C-22	C-21		23.85
佐24	C-21	C-20		22.03
佐24	C-20	C-10		23.88
佐24	C-19	C-18		29.22
佐24	C-18	C-17		24.80
佐24	C-17	C-7		10.89
佐24	C-16	C-6		18.02
佐24	C-15	C-14		5.25
佐24	C-14	C-3		10.65
佐24	C-13	C-12		11.31
佐24	C-12	C-11		21.52
佐24	C-11	C-10		9.33
佐24	C-10	C-9		21.64
佐24	C-9	C-8		32.96
佐24	C-8	C-7	30.87	
佐24	C-7	C-6	30.94	
佐24	C-6	C-5	20.64	
佐24	C-5	C-4	13.21	
佐24	C-4	C-3	39.92	
佐24	C-3	C-2	25.00	
佐24	C-2	C-1	6.91	
佐24	C-1	C-0	16.20	
佐24	D-22	D-21		23.05
佐24	D-21	D-20		19.45
佐24	D-20	D-8		18.21
佐24	D-19	D-18		20.71
佐24	D-18	D-8		13.84
佐24	D-17	D-16		30.87
佐24	D-16	D-15		30.97
佐24	D-15	D-14		31.11
佐24	D-14	D-13	31.03	
佐24	D-13	D-12	30.58	
佐24	D-12	D-11	31.10	
佐24	D-11	D-10	30.83	
佐24	D-10	D-9	30.96	
佐24	D-9	D-8	31.13	
佐24	D-8	D-7	41.10	
佐24	D-7	D-6	39.96	
佐24	D-6	D-5	25.73	
佐24	D-5	D-4	31.08	
佐24	D-4	D-3	40.33	
佐24	D-3	D-2	38.78	
佐24	D-2	D-1	36.21	
佐24	D-1	C-1	12.18	
佐24	E-24	E-23		21.81
佐24	E-23	E-13		29.96
佐24	E-22	E-11		30.24
佐24	E-21	E-10		19.13
佐24	E-18	E-17		12.59
佐24	E-16	E-4		22.70
佐24	E-15	E-14		16.12
佐24	E-14	E-13		17.96
佐24	E-13	E-12		11.04
佐24	E-12	E-11		24.00
佐24	E-11	E-10		14.82
佐24	E-10	E-9		24.56
佐24	E-9	E-8		17.13
佐24	E-8	E-7		29.29
佐24	E-7	E-6		11.94
佐24	E-6	E-5		7.67
佐24	E-5	E-4		6.02
佐24	E-4	E-3		6.24
佐24	E-3	E-2		30.95
佐24	E-2	E-1		30.55
佐24	E-1	D-1	11.22	
佐24	F-39	F-38		9.31
佐24	F-38	F-11		18.81
佐24	F-37	F-36		38.06
佐24	F-36	F-35		31.93
佐24	F-35	F-10		7.06
佐24	F-34	F-33		8.83
佐24	F-33	F-32		14.49
佐24	F-32	F-31		30.25
佐24	F-31	F-30		16.94
佐24	F-30	F-24		19.93
佐24	F-29	F-28		9.98
佐24	F-28	F-27		5.46
佐24	F-27	F-26		7.39
佐24	F-26	F-25		23.86
佐24	F-25	F-24		16.07
小計			645.91	1,185.42

処理区	人孔上流	人孔下流	延長	
			補助	単独
佐24	F-24	F-23		24.53
佐24	F-23	F-9		19.99
佐24	F-22	F-8		24.10
佐24	F-21	F-20		25.89
佐24	F-20	F-6		18.06
佐24	F-19	F-18		7.01
佐24	F-18	F-17		11.93
佐24	F-17	F-4		18.70
佐24	F-16	F-2		14.15
佐24	F-15	F-14		16.07
佐24	F-14	F-13		23.98
佐24	F-13	F-12		30.03
佐24	F-12	F-11		19.84
佐24	F-11	F-10		26.44
佐24	F-10	F-9	9.08	
佐24	F-9	F-8	29.98	
佐24	F-8	F-7	25.93	
佐24	F-7	F-6	31.45	
佐24	F-6	F-5	20.72	
佐24	F-5	F-4	20.38	
佐24	F-4	F-3	21.98	
佐24	F-3	F-2	30.14	
佐24	F-2	F-1	3.76	
佐24	F-1	D-6	6.22	
佐24	H-10	H-9		28.05
佐24	H-9	H-8		25.05
佐24	H-8	H-7	26.98	
佐24	H-7	H-6	14.92	
佐24	H-6	H-5	34.85	
佐24	H-5	H-4	35.96	
佐24	H-4	H-3	30.90	
佐24	H-3	H-2	14.92	
佐24	H-2	H-1	20.94	
佐24	H-1	C-2	21.25	
佐26	B-7	B-6		23.19
佐26	B-6	B-4		9.64
佐26	B-5	B-4		30.98
佐26	B-4	B-3		30.85
佐26	B-3	B-2		31.00
佐26	B-2	B-1		30.98
佐26	B-1	E-16		30.95
佐26	E-17	E-16		43.03
佐26	E-16	E-15	29.42	
佐26	E-15	E-14	32.98	
佐26	E-7	E-6	30.81	
佐26	E-6	E-5	64.17	
佐26	E-5	E-4	59.80	
佐26	E-4	E-3	44.45	
佐26	E-3	E-2	3.50	
佐26	E-2	E-1	4.15	
佐26	E-1	26	9.55	
佐26	J-6	J-5		51.65
佐26	J-5	J-4		34.95
佐26	J-4	J-3		31.00
佐26	J-3	J-2		22.89
佐26	J-2	J-1		40.90
佐26	J-1	E-27	45.41	
佐26	E-28	E-27	7.10	
佐26	E-27	E-21	39.76	
佐26	E-21	E-20	39.74	
佐26	E-20	E-19	39.85	
佐26	E-19	E-18	39.74	
佐26	E-18	E-6	39.89	
佐26	J-14	J-13		24.81
佐26	J-13	J-12		28.79
佐26	J-12	J-11		16.90
佐26	J-11	J-10		17.96
佐26	J-10	J-9		16.90
佐26	J-9	J-8		30.95
佐26	J-8	E-26		30.90
佐26	E-26	E-25	30.93	
佐26	E-25	E-24	30.90	
佐26	E-24	E-23	30.90	
佐26	E-23	E-22	38.98	
佐26	E-22	E-2	10.45	
佐27	F-22	F-21		27.07
佐27	F-21	F-20		30.25
佐27	F-20	F-19		35.38
佐27	F-19	F-18		35.00
佐27	F-18	F-5		35.03
佐27	F-17	F-16		34.89
佐27	F-16	F-15		34.95
佐27	F-15	F-14		34.95
佐27	F-14	F-13		12.65
小計			1,072.84	1,193.21

処理区	人孔上流	人孔下流	延長	
			補助	単独
佐27	F-13	F-12		26.89
佐27	F-12	F-11		30.90
佐27	F-11	F-10		28.83
佐27	F-10	F-9		30.90
佐27	F-9	F-8		28.96
佐27	F-8	F-7		30.92
佐27	F-7	F-6		29.08
佐27	F-6	F-5		11.74
佐27	F-5	F-4		36.60
佐27	F-4	F-3		42.13
佐27	F-3	F-2		32.75
佐27	F-2	F-1		11.95
佐27	F-1	27		5.70
佐28	A-8	A-7	28.80	
佐28	A-7	A-6	30.92	
佐28	A-6	A-5	30.80	
佐28	A-5	A-4	30.88	
佐28	A-4	A-3	30.92	
佐28	A-3	A-2	32.90	
佐28	A-2	A-1	30.12	
佐28	A-1	D-44	29.35	
佐28	D-44	D-43	44.83	
佐28	D-43	D-42	44.53	
佐28	D-42	D-41	44.67	
佐28	D-41	D-40	59.31	
佐28	D-40	D-39	59.27	
佐28	D-39	D-38	59.45	
佐28	D-38	D-37	57.22	
佐28	D-37	D-36	62.03	
佐28	D-36	D-35	46.97	
佐28	D-35	D-2	13.07	
佐28	D-34	D-33		18.13
佐28	D-33	D-32	34.85	
佐28	D-32	D-31	34.90	
佐28	D-28	D-2	4.63	
佐28	D-21	D-20		42.27
佐28	D-20	D-19		31.00
佐28	D-19	D-18		30.06
佐28	D-18	D-17	14.58	
佐28	D-17	D-16	10.02	
佐28	D-16	D-15	33.00	
佐28	D-15	D-14	30.95	
佐28	D-14	D-13	30.75	
佐28	D-13	D-12	39.00	
佐28	D-12	D-11	38.95	
佐28	D-11	D-10	38.85	
佐28	D-10	D-9	11.10	
佐28	D-9	D-8	49.64	
佐28	D-8	D-7	52.34	
佐28	D-7	D-6	65.60	
佐28	D-6	D-5	6.16	
佐28	D-5	D-4	66.75	
佐28	D-4	D-3	41.39	
佐28	D-3	D-2	4.63	
佐28	D-2	D-1	1.89	
佐28	D-1	28	9.51	
富23	G-15	G-1	5.93	
富23	G-13	G-12	40.83	
富23	G-12	G-11	40.87	
富23	G-11	G-10	41.01	
富23	G-10	G-3	37.59	
富23	G-3	G-2	8.57	
富23	G-2	G-1	9.76	
富23	G-1	23	1.65	
小計			1,541.74	468.81

調査工

	補助	単独	合計(箇所)
試掘調査			

補助延長(m)	3,260.49
単独延長(m)	2,847.44
総延長(m)	6,107.93

	補助	単独	合計(箇所)
地中レーダー探査			0

(区分)

補助延長(m)	0.00	0.00
単独延長(m)	0.00	0.00
合計延長(m)	0.00	0.00

	補助	単独	合計(箇所)
地質調査			0

補助単独区分

